

Title	共生の導く先へ
Author(s)	日高, 悠登
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/81435
rights	
Note	

# Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

## 共生の導く先へ

龍谷大学世界仏教文化研究センター 応用研究部門 博士研究員 日髙悠登

#### 1. 緒言

"共生"という言葉を聞いて、そこに何を想起するであろう。国が想定した理念に共感した 社会参画、あるいは不特定多数の他者を想定した活動の一役を担って行動することなど、各 自に主体性が求められる行動を指すのであろうか。実際、人間を対象とした共生とは、どの ような状態であるかを言葉で適切に表現することは難しい上、実態は不明なままに人々の 中に浸透しつつある概念である。そこで、共生概念を取り巻く様相について鑑みなければな らない、本稿では共生概念を問うことにより、当概念の方向性を論じることを目的とする。

#### 2. 共生と他者

一人の人間が通常の社会生活を送っている状態は、すでに複数の他者と関わり合いながら生きている状態を表している。しかし、これを共生と呼ぶには疑問が生じる。自分と異なる他者とは社会上において必要な関わりがあり、それ以上に踏み込まない限り、関係性は知人程度かそれ以下に留まる。言い換えれば、これは社会生活に欠かせない関わり方と言える。まず共生とは、この他者と関わり合って生きているという、自明性に上乗せした概念であり、さらには他者との相互作用が確認できる状態を維持していると言える。

その共生はどのように認識されてきたのか. 中里は「『共生』という概念は, きわめて多分野多領域にわたって用いられ始めている学問上の言葉である. 学問上の言葉であるものの, あまりにも多種多様な位相で急速に用いられ始めているために, 用語法を鳥瞰して一義的に規定するのが困難な状況にある」(中里 2006:160) と述べる. とすれば, 「共生」は学術的認識, 社会的認識, 個人的認識いずれにおいてもズレが容易に生じてきたと推測できる

ことから、様々な視点が考えられる. さらに「共生」を使う者たち各々が、何の目的と意図を持ってこの言葉を発してきたか、その背景が詳らかにされてこなかった為に、定義の自由解釈が可能であったとも言い換えられる. よって、この言葉を見聞きする際、慎重な視点に立つ必要性がある.

より分析的視点からも共生を捉えてみたい.

共生とは、複数の主体が共時的に、また通時的に存在することによって成立する関係である。このような関係は、空間の共有を意味する、と同時に、各主体の歴史性とともに主体間の関係の通時性を前提とするものである。したがって、われわれが共生しているという関係性を問題にする際には、必然的に共生関係にあるものの間に横たわる時系列的な順序性、関連性、前後性などを顧慮する必要がある。

(木村 2016:36, 下線部引用者)

木村は「共生」を哲学的観点から捉えた.ここでは「存在すること」が前提であり、「空間の共有」もなければならず、ゆえに実態のない事象、想定しえない事象は「共生」とは捉えられないことになる.さらには「主体間」の関わりの深さを示す時間などの周辺環境、文脈関係さえも同様に重要となる.これらのことから「共生」と判断する要素は少なく、「共生」ではないものとの境は非常に曖昧でもある.ゆえに「関係性」にも明確な基準が存在しないことから、一種の慣習的な概念として認知されることも多々あると言える.

では、共生における否定的側面を捉えてみたい.

八〇年代の中頃からだと記憶するが、言論界、公告情報界に「共生」ブームが起こり、キャッチフレーズとしての「共生」の氾濫が生じ、今も続いている。それは、自然との共生、多文化共生、アジアとの共生といった課題が広く世の中に浸透しつつあった状況への敏感な反応といえるだろう。 しかしそのブームは、商品に美的な陰影を加えるイメージとしての「共生」を流通させることであって、共生が含み持つ共苦の側面、現実の矛盾との現場での格闘の側面を切り離す作用を伴っていた。(花崎 2002:132、下線部引用者)

花崎が指摘するように「共苦の側面」は、「共生」が社会的に受容されれば表面化する問

題である.しかも、どのように表出するかは予想がつかない.他者同士が相互に利益を享受し合えている間は良いが、「共苦」の問題が生じた際、無関係の他者さえも苦しみに引き摺り込まれてしまい、連鎖的な「共苦」が発生することが推測される.さらには、救済すべき他者が不在となる負の連鎖が巻き起こることもある.「共生」が「ブーム」とされた背景は明らかではなく、翻って、喧伝した側が何を得られたのかさえ不明である.

共生する方法は、その必要に応じて思考錯誤の末に構築したとしても、社会構造を変化させた場合に不利益を被った者たちに対して責任を負うことが想定されていないだけでなく、 一方で共生を受け入れた人々にも責任が生じることになる.

バウマンは他者を題材に哲学的分析を加えている.

見知らぬ者同士が出会っても、過去とのつながりの感覚はなく、会わずにいたあいだの試練、苦悩について、あるいは、喜び、楽しさについて語らうこともなく、共有する思い出もない。また、共通のよりどころも、進展させる共通性もない。見知らぬ者同士の出会いは、過去のない出会いである。それは、たいてい未来のない出来事(むしろ、未来とは無縁であることが期待され、望まれる)、「つづきのない」物語、その場で完結し、やりのこしても、次回にもちこせない、一回かぎりの偶然である。偶然出会った見知らぬ者同士は、たよれる唯一の支えを、かれらの外見、ことば、しぐさという、細い、巻かれていない編物糸から、みずからの腹から出した糸で編み上げた巣が全世界であるクモのように、編んでいかねばならない。

(バウマン 2001:124, 下線部引用者)

他者は何かしらの結び付きがある時、「見知らぬ者同士」から"見知った者同士"へと変化する. 人間は何らかの集団となることもあるが、集団は時として異なるもの、直接的にはその集団とは相容れない外部の人間に対して注目が向けられる. その注目する際の視線は、牙を剥く変化さえ厭わない. 他者という無関係さを抜け出すには何かしらの契機が要される. そこから相互交流が生まれて"見知った者同士"になり、さらにこの関係が更新されていく. 共生とは、世界各地で起きている貧困・難民・移民・環境・紛争問題など 20 世紀には解決が難しく、より新たに問題が課せられながら 21 世紀にまで引き継がれてきた問題群に対し、総体的目標として設定された印象を受ける. むしろ、これらの問題群を解決する糸口と

して共生概念が持ち出されるのであれば、それこそ理想と言わざるを得ない. 人間同士における抗争、軋轢、欺瞞、搾取などが蔓延する中で、これら社会問題を熟考していくことが、 共生を考えていく出発点である.

### 3. 共生の裏側

共生は国により推進された事業としての背景もあり、社会的にも認知されてきた概念である。わが国において自然との共生を射程とするものがあるが、人間との共生を射程とするものは、障がい者との共生、高齢者との共生、地域との共生、そして在日外国人との共生がある。特に、外国人を対象とした共生は、多文化共生と呼ばれるものである。

出入国在留管理庁の統計によれば、「在留外国人」は約288万5,900人を数える(出入国在留管理庁2020).この人数の多さを意識させられるように、毎月各戸に配布される市報一つを例にしても、在日外国人との国際交流を目的とした多文化共生の催事案内は、地域単位で彼らと接点を持つ機会が設けられている。各国独自の文化を紹介することで、外国人に対する理解を促す意図があるが、それは逆に、日本人も外国人に対して理解してもらえる機会という双方向的交流でもある。誰しもが相互の差異を知り、視覚的・聴覚的・味覚的印象を与えるという意味でも、多文化共生の催事は目立つ。

「多文化共生」は「国際化」の代替表現として、さらには日本の「単一民族社会」に対する否定として、「社会の同質性ではなく多様性や異質性を評価する」ものである(田中2012:113)。しかしながら、多文化共生に対して特別な注意を払うのは研究上においてであり、一般的に異論を唱えられる機会は寡聞にして聞かない。そして、多文化共生は既存の共生の種類、すなわち自然との共生、障がい者や高齢者との共生、あるいはそれ以外の何かという対象の見え難さに対し、文化という言葉の背景に存在する人間を主語として、人種、民族を連想させやすい複合語として受容されてきたとも言える。

栗本は、この言葉の由来についてより詳しく解説している.

さて、1995年1月に阪神地域で大地震が発生したとき、在日外国人に対する救援と支援の問題が表面化した。等しく被災者であった在日外国人のなかには、日本語を理解で

きないために、震災と救援に関する情報にアクセスできない人たちが多数いたのである. これらの人びとを支援するため、震災直後にボランティアの人たちによって大阪に設立された「外国人地震情報センター」が、この年の10月に「多文化共生センター」と改称した. このセンターは、多文化共生を旗印とし、国籍・言語・文化などのちがいを認め、お互いに尊重しあう「多文化共生社会」の実現を目指す市民運動の発展において先導的役割を果たした. [中略] 日本政府が多文化共生の概念を正式に取り上げたのは2005年のことであった.

(栗本 2016a:73, 下線部引用者)

1995年の阪神淡路大震災を契機に設立した「外国人地震情報センター」が「多文化共生センター」へと生まれ変わり、上述の目的を掲げたのであるが、「外国人」を「多文化共生」と言い換えようと試みたことは明らかである。これは高橋も同じく、「多文化共生」が阪神淡路大震災を契機として、「自治体による取り組み、市民運動、学術研究等を通じて社会に広く、浸透してきた日本特有の概念である」と説明している(高橋 2017:155)。以上の論を総合すると、要は「多文化共生」は比較的新しく、四半世紀ほど前に国内で出現したことから鑑みるに日本独自の動きであったことが判る。

ところで、別の側面から捉えれば、現代人の中には幼少期を過ごした近隣住民が外国人であったり、学校、大学などで教育を受ける機会を通して留学生たちと交流を行なったりすることがある。職業によっては、同僚あるいは上司がすでに日本に長年住んでいる在日外国人であり、接点を多く持つ機会は多い。さらには、日本人と外国人両方の血筋を持つ"ミックス"の人々とも交流する機会も多くなりつつある。実際、約11万6、200人の「日本人の配偶者」に加え、約2万7、500人の「日本人の子」が存在している(出入国在留管理庁 2020)。

では、このような交流は多文化共生の催事と比較して、共生の入り口と言えるのか。一部にはそのように言えるが、全体を指すものではない。交流する機会の多さと交流する時間の長さは千差万別であり、何度交流を重ねても共生と同義とは言い難い。必要な際に実施の回数を重ねれば良いという、当時者の意思に基づくものであって、参加者が必要とさえしなければその時点で途絶する関係性でもある。それは外国人においても同様であり、交流の必要性さえ感じずに関係が希薄なままであることは珍しくない。

共生と言わずとも国際化は労働、留学など様々な目的を持って来日した外国人に対して,

それを自ずと受け入れざるを得ない日本人との間に生じた新たな"隣人関係"である. それは習俗・文化の相違,言語による意思疎通さえままならない"隣人"という現実との直面を意味する. その為,人間関係上の諍い事も当然ながら生じる. 日本人と外国人の婚姻,二人の間に生まれた子の親権などの民事問題等も起こる一方で,外国人犯罪という治安上の問題も生じているが,もちろんこれらのみではない. 逆に,日本側も外国人労働者に対して,法に反した雇用問題も生む状況もあって,想像していたはずの共生とは程遠い印象を社会的に与えることもある.

しかしながら、これらが現代社会特有の問題であると断じることは早計である。明治時代の状況を見てみたい。明治維新以降、日本の近代化を支える人材として、明治政府により欧米各国から招請された外国人たちは、いわゆる「お雇い外国人」と呼ばれた。

その一人, R.H.ブラントンは滞日期間中, このお雇い外国人と明治政府との関係について次のような記述を残している.

お雇い外国人に払う高額の給料,彼らとの生活習慣の相違,外国人の非行に対して懲罰の権力がないこと等々,いずれも忌わしいことであるが,それでもなお外国人は日本にとってなくてはならない存在であるということから,遥々とヨーロッパから呼寄せた助言者や相談役のはずが、実際にはあまり役に立たないばかりか、非常に扱い難い存在になった.勝手に職場を放棄したり,政府の命令に従わなかったり,また職務の怠慢や泥酔その他の非行が,政府のお雇い外国人の間で頻々と起こって,政府の悩みの種となった.これとは反対に、実際の知識のない無能な陛下の官僚や、自尊心ばかり強く狡猾で収賄に熱心な腐心した下役人は、高潔な外国人にとってはこんな輩と仕事を共にするのは特別に腹立たしいことであった.

(ブラントン 1986:168-169, 下線部引用者)

明治政府の意図とは異なり、招請したお雇い外国人との関係は決して理想的ではなかった。欧米の知識・技術・言語・文化などを積極的に吸収しようとした明治政府の近代化政策は、あらゆる意味でお雇い外国人との人間関係に尽きていたと言える。一方で、明治政府の腐敗はブラントたち「高潔な外国人」の目を引いた。ブラントンの憤慨は両者に対して向けられており、いずれも煩わしい存在であったことを断言している。ブラントンが抱える不満

は、ある意味で共生に対するヒントを私たちに与えている。それは、共生という言葉に込められる理想的な人間関係の構築の難しさが、どの時代でも起こることを如実に語っているからである。

共生を捉え直す際、全く異なった切り口から明らかにする栗本の論は新しい.

戦いについて考えることは、「共生」を構想するうえで不可欠だ。戦いの上位概念は、暴力と紛争である。暴力と紛争の発現のしかたは、集団や社会によって異なっており、顕在化する場合とそうでない場合があるが、暴力や紛争が存在しない人間の集団や社会は存在しない。これは、メンバーのあいだに権力関係と利害の対立が存在するからである。言い換えれば、優位も劣位もない完全に平等なメンバーから構成されており、差別や抑圧がない集団や社会は存在しないということである。こうした事実を踏まえずに共生が構想されるとしたら、それはたんなる絵空事か、「みんな仲良くしましょう」といった陳腐なスローガンと同等の結論に陥るにすぎないだろう。

(栗本 2016b:107, 下線部引用者)

栗本の「共生」論は、互いに相容れない原因を究明する際の手がかりを私たちに与えている。彼の「共生」の対義語には「戦い」、「暴力」、そして「闘争」が含意されているのは明らかである。「利害の対立」を乗り越えた者たちこそ出発点に立ち、「共生」を語り合う資格があるとも捉えられるが、そのような競争を勝ち抜いてきた「集団」は互いに棲み分けと縄張り意識も強固になり、排他性を抑えることは不可能であろう。

人間関係は、多様な価値が存在する現代社会において、維持する努力と意志が伴わなければ、すぐさま限界が訪れる。おそらく、社会的変動さえも柔軟に対応しながら、乗り越えるだけの内在的な力が共生に込められなければ、使い古された理想とみなされる。

では、どのように共生を捉えていくべきか、今田は「共生社会」の構築として、「ケアを介したつながり共同体を前提とする共生配慮型の競争社会」を提唱する(今田 2014:236)、ここで今田が想定する「ケア」とは、社会福祉的な意味を含意した「一般的な人間存在の問題や人間関係のありかたにかかわる」ものであり、「存在論の中核概念」と「哲学的な人間存在の概念」と設定している(今田 2014:228)、今田が「ケア」に着目した点は評価出来る、ただし、これもある種の問題を含んでいる。なぜならば、実際、ケアとは実践的であり専門

性を要求される分野だからであり、また、応用する際には倫理性が問われてくるからである。そもそも、ケアとは他者へ配慮し得る資源、人材、システムの構築が必要とされる為、 直ちに共生に代わる概念としてケアが安易に誇張されるべきではない。いかなる際においても複合的視点が要され、共生を導く者全てに責任が伴うはずである。

#### 4. 結び

共生は将来的に最も複雑化する可能性がある. これは概念のみならず,在日外国人の増加に代表されるような変化し続ける社会状況の中で,共生では捉えきれなくなる事象の数々の疑問に対する応答の不在とも換言できる. 共生を唱える者,共生を試みる者,共生には無関心な者,そして共生に反発する者,それぞれが共生という大きな概念に吸収され蠢いていくことになる. その中で最も懸念されるのは,共生に対する互いの理解を怠ったまま,安易に対立を避けてしまうことである. 日本国内における共生の個別事例を研究するのみならず,共生概念を批判していくことで,その根幹を問うと同時に,共生に替わる刷新された語としての〈ポスト共生〉を創出,提起する時期も熟考しなければならない. すでにコロナ禍により,国内・国際事情のいずれもが混乱に置かれており,その混乱の中において共生の見直しは必然的であると予想される.

共生は、あらゆる意味で異なる人間同士を繋ぎ、他者理解を促し、社会の秩序維持を目的とする。共生という国による標榜は、おそらく必要性の有無に拘らず、ある程度の社会的義務として存続していくこととなる。要は、共生の独り歩きとその形骸化に対して警戒を怠ってはならないという意味において、難易度の高い倫理を国民に要することになる。これは共存共栄でも、国際化社会でも、外国人福祉でもなく、なぜ共生という言葉にこだわるのかという問題に始まり、その言葉に見合うだけの事業が展開可能であるのか。さらには、税金を投与することへ国民が納得するだけの事業展開が可能かという実際問題にまで波及するからである。今後、国民が共生への問いを投げかけ、国民と国が相互に関与してゆくことこそ、真の"共生"を構築してゆく為の一歩であると考える。

#### 《引用文献》

- バウマン, ジークムント・森田典正(訳)(2001)『リキッド・モダニティ』大月書店.
- ブラントン, R.H., 徳力真太郎(訳)(1986)『お雇い外人の見た近代日本』(講談社学術文庫) 講談社.
- 花崎皋平(2002)『〈共生〉への触発:脱植民地・多文化・倫理をめぐって』みすず書房.
- 今田高俊(2014)「終章 共生の原理を求めて」今田高俊・舘岡康雄(編)『シナジー社会論:他者とと もに生きる』東京大学出版会:223-239.
- 木村光伸(2016)「共生概念の再検討:生物多様性と文化多様性のアナロジカルな関係」『名古屋学院大学研究年報』第29号:35-48. (2021/1/13)
- 栗本英世(2016a)「日本的多文化共生の限界」『未来共生学』(特集:共生と多文化主義の比較研究に向けて)(3):69-88. (2021/1/13)
  - (2016b)「「敵」との共存:人類学的考察」河森正人・栗本英世・志水宏吉(編集)『共生学が創る世界』 大阪大学出版:105-118.
- 中里巧 (2006)「第7章 共生と福祉 苦しみとの共生」竹村牧男・松尾友矩(編著)『共生のかたち: 「共生学」の構築をめざして』誠信書房:143-169.
- 出入国在留管理庁(2020)「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表:第1表 国籍・地域別 在留 資格(在留目的)別 在留外国人」[2020年12月11日公開](2021/1/22)
- 高橋典史(2017)「「多文化共生」と宗教をめぐる研究を切り開く地平」國學院大學研究開発推進センター(編)・古沢広祐責任(編集)『共存学 4: 多文化世界の可能性』弘文堂:149-170.
- 田中雅子(2012)「第6章 住まいから考える「共生」」島田燁子・小泉博明(編著)『人間共生学への招 待』ミネルヴァ書房:103-119.